

重要事項説明書

社会福祉福祉法人 みなべ町社会福祉協議会 はあと館

1. 事業所の概要(令和8年6月1日)

事業所名	みなべ町社協 はあと館		
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝447番地2		
連絡先	電話： 0739－ 33 － 2139 FAX： 0739－ 72 － 5610		
夜間及び緊急時の連絡先	電話： 0739－ 33 － 2139 ※携帯電話転送のため一時的に繋がらない場合があります ※緊急対応はできません		
提供可能サービス及び介護保険事業所番号	訪問介護	3072100021	号
管理者及び連絡先	サービスの種類	氏名	連絡先
	訪問介護	吉川厚子	0739-33-2139
サービス提供地域	みなべ町		

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	訪問介護	1名 (常勤兼務 1名 名)
サービス提供責任者	訪問介護	3名 (常勤兼務 3名 名)
サービス担当職員	訪問介護	8名 (常勤 2名 非常勤 6名)
事務担当職員	訪問介護	1名 (常勤兼務 1名 名)
サービス提供者	介護福祉士	3名 (常勤 1名 非常勤 2名)
	准看護師	1名 (常勤兼務 名 非常勤 1名)
	ホームヘルパー1級	名 (常勤兼務 名 名)
	ホームヘルパー2級	4名 (常勤兼務 名 非常勤 4名)
	介護職員初任者研修	名 (常勤兼務 名 名)
	その他	名 (常勤兼務 名 名)

3. サービスの内容について

① サービスの内容

- 「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において訪問介護員(ヘルパー)その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- 事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します
- サービス提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

【サービスの内容区分】

<身体介護> ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の脱着 ⑤整容介助 ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬介助 ⑪通院等外出介助 ⑫移動・移乗介助⑬その他()	<生活援助> ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物 ⑤薬の受取り ⑥衣服の整理・被服の補修 ⑦ベッド・メイク ⑧その他()
<通院等乗降介助> ①乗車、降車介助 ②移動介助 ③受診手続き等	

【ご注意】次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。(次ページ)

1)「本人の援助」に該当しないもの 家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車 等
2)「日常生活の援助」に該当しないもの 庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理 等

※サービス提供は居宅サービス計画をもとに提供します。

② サービス提供責任者等

- 1) サービス提供の責任者(管理者等)は、次のとおりです。
なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名： 吉川 厚子	連絡先(TEL)： (0739)33-2139
-----------	-------------------------

- 2) サービスを提供する訪問介護員は事業所内介護職員で対応し、対応職員に関しては原則担当者等の指定はできません。また訪問介護員の入退職で変更のある場合は事前に連絡します。

※事情等により異性職員対応の介助や介護が難しい場合等はお気軽にご相談下さい

4. サービスの提供地域

みなべ町内

5. サービスの提供時間

サービスの種類	平日	土、日曜日	祭日
① 訪問介護	8:30 ~ 17:00	原則休日 必要に応じて対応を致します	原則休日 必要に応じて対応を致します

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「休日」の扱いとなります。

6. 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです

- ① 介護報酬に係る利用者負担金【費用全体の介護保険負担割合証の記載の割合、原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です】
- ② 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)
なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています(疑問点等があれば、お尋ねください)。

7. 介護報酬およびその他の費用について

①介護報酬に係る費用

身体介護					
区分(所要時間)	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分未満	163 単位	¥1,630	¥163	¥326	¥489
20分以上 30分未満	244 単位	¥2,440	¥244	¥488	¥732
30分以上 1時間未満	387 単位	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
1時間以上 1時間30分未満	567 単位	¥5,670	¥567	¥1,134	¥1,701
以降30分増す毎に	83 単位	¥830	¥83	¥166	¥249

生活援助					
区分(所要時間)	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分以上 45分未満	179 単位	¥1,790	¥179	¥358	¥537
45分以上 70分未満	220 単位	¥2,200	¥220	¥440	¥660

身体介護に伴って生活援助を行う【身体介護の(20分以上)時間に引き続き】					
区分(所要時間)	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
20分以上 45分未満	65 単位	¥650	¥65	¥130	¥195
45分以上 70分未満	130 単位	¥1,300	¥130	¥260	¥390
70分以上	195 単位	¥1,950	¥195	¥390	¥585

通院乗降介助					
区分(所要時間)	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
1回 (片道)	97 単位	¥970	¥97	¥194	¥291

※上記とは別に運賃が必要となります(運賃表は別途記載)

- 1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)についてサービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ重度に対応する身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算				
早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数 ×	25	%
深夜加算	深夜(22時～6時)に訪問した場合	所定単位数 ×	50	%
2人の訪問介護員等による場合の加算	利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合	所定単位数 ×	200	%
中山間地域における小規模事業所加算(地域に関する状況)	通常のサービス提供地域以外の居住地の場合	基本額の5%		
初回加算	新規に利用する場合、サービス提供責任者が自ら訪問、同行訪問した場合	利用料	2000	円
		1割 (負担額)	200	円
		2割 (負担額)	400	円
		3割 (負担額)	600	円
緊急時訪問介護加算	利用者家族の要請により、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携し、計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	利用料	1000	円
		1割 (負担額)	100	円
		2割 (負担額)	200	円
		3割 (負担額)	300	円
生活機能向上加算(Ⅰ)	初めて、訪問、通所リハビリテーションを行う理学療法士等の助言に基づき、とサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護を行った場合	利用料	1000	円
		1割 (負担額)	100	円
		2割 (負担額)	200	円
		3割 (負担額)	300	円
生活機能向上加算(Ⅱ)	訪問、通所リハビリテーション等を行う理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、訪問介護を行い、現状の把握、改善の評価を行った3か月間のみ	利用料	2000	円
		1割 (負担額)	200	円
		2割 (負担額)	400	円
		3割 (負担額)	600	円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口	厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している	算定の266/1000の加算		

3) 減算料金

以下の要件が満たさない場合は以下の料金が減算されます

減算		
高齢者虐待防止措置未実施加算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算
業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算

②通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割分)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします	区分支給限度額を超えてサービスを利用した場合など介護保険枠外のサービス料金です。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

③通院乗降介助運賃

- ・通院乗降利用に際し、地域毎に異なる10分未満の初乗り運賃を定める
- ・10分超過毎に500円の加算を行う

清川	2500 円
高城	2000 円
旧上南部地区	1500 円
岩代	1500 円
堺	1500 円
上記以外のみなべ町内	1000 円

④待機等、独自サービス利用料金

1時間まで	2500 円
以降30分超過毎	1000 円

⑤その他

- ア. 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
- A 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします)
 - B 現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います)
 - C 銀行振り込み(期日までにお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)
- イ. 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

8. サービス利用の中止

- 1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話):0739-33-2139

- 2) 利用者の都合でのサービス中止は、サービス利用の前日までにご連絡ください。

キャンセル料	1000 円
--------	--------

- ※1 当日、直前のキャンセルについては原則キャンセル料がかかります。
例:訪問時に突然のキャンセルを申し出た場合、訪問予定を間違える等の理由で訪問予定時間に不在の場合等。
- ※2 なお、直前のキャンセルであっても、入院や緊急的な治療が必要となるような重篤な病状の場合(救急搬送や緊急往診の場合)は対象とならない場合があります。
- ※3 利用者、家族その他関係者からの暴言、威圧的言動、不当な要求等のカスタマーハラスメントが認められる場合は、職員及び他の利用者の安全確保並びに適切なサービス提供の継続のため、組織的な対応を行うことがあります。

9. 当事業所のサービス方針等

- 1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2) 介護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

10. 緊急時及び事故発生時の対応

- 1) 利用者に対するサービス提供の際に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が発生した場合は主治医及び利用者の家族、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。※下記の記入に関しては別紙記載の場合は不要

医療機関等	主治医(医療機関)
	連絡先
緊急連絡先	主治医(医療機関)
	連絡先

- 2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事象や事故が発生した場合は、損害賠償を行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています

保険会社名	損保ジャパン
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物事故、人格権侵害等の賠償保障

※なお、家電製品や清掃用具を使用しますが、購入から概ね5年以上経過(家電製品の部品保有期間等)しており、破損等が経年劣化によるものである場合は、補償対象外となります。

11. 非常災害対策

- 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに非常災害対策を推進するため、法人内で災害対策推進員を配置します。
- 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を事業所内で定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

例として: 救助→救援→避難の必要な対応

- ◇ 火気の点検と始末(ブレーカーを切る)
- ◇ 家屋倒壊、津波浸水の危険、避難勧告が出された場合、利用者を安全な場所、避難場所に誘導
- ◇ 各事業所、家族へ連絡
- ◇ 重症者の受入先確保及び搬送(搬送先までのルートの安全確認)
- ◇ 事業所間の連絡(応援体制)
- ◇ 利用者家族への連絡(安否確認)

12. 衛生管理及び感染症の予防策に関する事項

- 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、法人内で衛生管理推進員を配置します。
- 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。
- 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1)	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2)	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3)	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. 業務継続計画の策定等

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護〔訪問介護サービス〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、提供した訪問介護〔訪問介護サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3 事業所は、提供した訪問介護〔訪問介護サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

14. 人権擁護

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施します

15. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- | |
|--|
| (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 |
| (2) 虐待の防止のための指針を整備する。 |
| (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。 |
| (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。 |

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。
- 3 従業者は、通所介護〔通所介護サービス〕サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

16. 相談窓口、苦情対応

1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします

事業所相談窓口	電話番号	0739－ 33 － 2139
	FAX番号	0739－ 72 － 5610
	相談員(責任者)	吉川 厚子(管理者・サービス提供責任者)
	対応時間	午前8:30～午後5:30
法人の相談窓口	電話番号	0739－ 72 － 5611
	FAX番号	0739－ 72 － 5610
	苦情解決責任者	土井 郁夫(事務局長)
	苦情受付担当者	宇井博信(総括管理者)
	第三者委員会	(1) 大崎智美 (2) 寺谷敦

2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地	日高郡みなべ町東本庄100
	電話番号	0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内
	電話番号	073-427-4662

17. 当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会				
代表者名	会長 田中 随晋				
所在地	〒645-0002 みなべ町芝447番地2				
電話番号	0739-72-5611				
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護(予防)、居宅介護支援				
事業所数	訪問介護	通所介護	訪問入浴	訪問看護(予防)	居宅介護支援
	1 (事業所)	1 (事業所)	1 (事業所)	1 (事業所)	1 (事業所)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者：社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
会長：田中 随晋

事業所名：みなべ町社協 はあと館
説明者：吉川 厚子

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました

(利用者名) 氏名

代理人又は立会人
氏名